

高齢者虐待防止委員会指針

あすはゆりハビリクリニック デイケアセンター
訪問リハビリテーション

(虐待の防止に関する基本的考え方)

第1 高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

【具体的な例】

- ①身体的虐待：暴力的行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為
- ②心理的虐待：脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与える事
- ③性的虐待：本人との間で合意形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要
- ④経済的虐待：本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する事
- ⑤ネグレクト：意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている家族が、その提供を放棄または放任し高齢者の生活環境や、高齢者自身の体・精神的状態を悪化させている事
- ⑥セルフネグレクト：高齢者が自らの意思で、または認知症やうつ状態などの為、判断能力や生活意欲が低下し、自らの意思で他者に対して援助を求めず放置しているなど、客観的にみて本人の人権が侵害されている状態

第2 虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」を組成する。

なお、本委員会は医療法人佳美会からなるメンバーで構成し、運営責任者はセンター長とする。

- ・ 3ヵ月に1回開催する。
- ・ 虐待防止委員会の議題は、担当者が定める。具体的には、次のような内容について協議するものとする。

- ① 指針の整備
- ② 職員研修の内容
- ③ 虐待等が発生した場合、その発生原因等分析から得られる再発の確実な防止策
- ④ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

第3 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底する。

- ①実施は、年1回以上行う。

第4 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

第5 職員が利用者への虐待を発見した場合担当者に報告する。虐待者が担当者本人であった場合は、当該所長に相談する。

- 1 担当者は、相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、当該部所長が担当者を代行する。
- 2 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
- 3 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- 4 虐待を行った者へは、対応の改善を求め就業規則等に則り必要な措置を講じる。

第6 利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

(虐待等に係る苦情解決方法に関する事項)

第7 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は寄せられた内容について施設長に報告する。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の部署長に相談する。

相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。
相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

第8 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができる。また、施設ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とする。

附則

この指針は、令和6年6月1日より施行する。